

令和6年度石巻市地域づくり基金事業助成金 募集要項

1 目的

この助成金は、市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興に資するため、地域活性化及び地域課題の解決に資する事業に対して支援するものです。

2 助成の対象となる事業

以下に掲げるいずれかに該当する事業を助成の対象とします。

- (1) 住民自治機能の充実や住民自治の中心的役割を担う人材の育成を図る事業
- (2) 震災の記憶の継承や犠牲者の追悼など、震災伝承を図る事業
- (3) 防災や防犯の意識を高めることにより、安心・安全なまちづくりを図る事業
- (4) 地域環境の美化や、緑化推進により、生活環境の向上を図る事業
- (5) 子育て、介護及び医療に対する支援の推進など、福祉や健康の向上を図る事業
- (6) 地域資源の活用により、産業経済の活性化を図る事業
- (7) スポーツや生涯学習の推進により、いきいきとした市民生活の実現を図る事業
- (8) こどもの学習・体験・交流の活動等を通じて、青少年の健全な育成を図る事業
- (9) 地域の伝統文化の発掘や継承、普及及び芸術振興を図る事業
- (10) そのほか、地域活性化及び地域課題の解決を図る事業

3 助成の対象とならない事業

以下に掲げるいずれかに該当する場合は助成の対象とすることができません。

- (1) 国、県、市等の他の助成金等の交付を受けている場合
- (2) 事業の効果が特定の個人または団体にのみ帰属する場合
- (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
- (4) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする場合
- (5) 地区住民の親睦会的事業である場合
- (6) そのほか、市長が助成対象事業として適当でないと認める場合

4 助成対象者

市内に活動の拠点を有し、かつ、以下に掲げるすべてを満たす団体とします。

- (1) 2人以上で組織していること
- (2) 規約、会則等組織に関する定めがあること
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと

(3) 窓口に持参するもの

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③収支予算書（※1）
- ④事業事前着手届書（※2）
- ⑤団体の定款、規約、会則またはそれに準ずるもの
- ⑥団体の会員名簿
- ⑦その他必要と認められる書類
- ⑧②事業計画書及び③収支予算書の電子データ

市のホームページ（※3）からダウンロードするか、担当課の窓口でお受け取りください。

任意の様式ですので、各団体でご用意ください。

※1 収支予算書には事業全体の収入と支出を記載してください。

※2 交付決定日（令和6年5月13日予定）より前に事業に着手する場合に提出してください。

※3 トップページ＞市政情報＞助成金・補助金・交付金＞「令和6年度地域づくり基金事業助成金」

※令和2年度に様式を変更しております。最新の様式をご使用ください。

9 審査の方法

(1) 一次審査（書類審査）※出席不要

申請書類を市で確認し、事業内容や助成対象経費について審査します。

審査結果は4月下旬に郵送にて通知します。

一次審査の結果、申請書類の修正をお願いする場合があります。

【審査項目】

- ①事業の内容が助成金の趣旨に合致しているかどうか
- ②事業の実施にかかる経費が助成の対象になるかどうか

(2) 二次審査（公開プレゼンテーション）※出席必須

申請団体ごとに事業内容をPRしていただき、審査員が点数を付け順位を決定します。上位の団体から予算の範囲内で採択します。

ただし、予算の範囲内であっても得点が一定の基準に満たない場合は不採択とします。

【開催日・場所】

令和6年5月11日（土）13:00～ @石巻市ささえあいセンター3階
ささえあいホール

※終了時間は申請団体の数を踏まえて決定します。

【発表時間】

1 団体あたり 4～5 分（予定）

【審査項目】

- ① 地域振興・課題解決：地域の活性化や地域課題の解決に期待できるか
- ② 公益性：関係する多くの市民の利益となることが期待できるか
- ③ 創造性：事業効果をより高める手法を用いているか
- ④ 実現性：事業計画に無理がなく、実現可能なものとなっているか

【注意事項】

二次審査（公開プレゼンテーション）において遅刻、欠席、途中退席をした団体は不採択とします。

詳細は、一次審査終了後に改めてお伝えします。

10 その他

- ・申請書に記載する連絡先（電話番号・メールアドレス）については、日中連絡が取りやすいものの記入をお願いいたします。
例年、申請内容の確認や修正を行うにあたり、連絡がとれず手続きが難航するケースが散見されますので、御協力をお願いいたします。
- ・交付決定後、必要に応じて事業視察を実施いたします。
視察の時期・内容等については、交付決定後、メール等でお知らせいたしますので、あらかじめ御承知おきください。

11 提出先及び問い合わせ先

提出先及び問い合わせ先	電話番号
市民生活部地域協働課（本庁舎3階）	95-1111
河北総合支所地域振興課	62-2111
雄勝総合支所地域振興課	57-2111
河南総合支所地域振興課	72-2111
桃生総合支所地域振興課	76-2111
北上総合支所地域振興課	67-2111
牡鹿総合支所地域振興課	45-2111